

## 中央職業能力開発協会役員候補者の公募について

中央職業能力開発協会役員候補者を公募しますので、お知らせいたします。

- 1 公募を実施する法人  
中央職業能力開発協会
- 2 公募する役員候補者の役職
  - (1) 理事長（常勤） 選任予定 1名
  - (2) 理事（常勤） 選任予定 1名
- 3 就任予定日、任期
  - (1) 理事長（常勤）  
令和2年7月1日、就任日から令和4年6月30日まで（再任されることがあります。）
  - (2) 理事（常勤）  
令和2年7月1日、就任日から令和4年6月30日まで（再任されることがあります。）
- 4 職務内容等  
職務内容の詳細、待遇等は職務内容書をご覧ください。
- 5 必要な資格、経験等  
職務内容書をご覧ください。
- 6 選考の視点  
職務内容書において求める資格、経験等を踏まえ、役員としての適格性を有しているかどうかを総合的に判断します。
- 7 選考方法
  - (1) 第一次選考（書類審査）  
選考結果は、令和2年4月中旬までに、その合否を応募者全員にご連絡します。
  - (2) 第二次選考（面接審査）  
第一次選考合格者に対する選考委員会による面接を、5月中旬に行いますが、詳細は、第一次選考合格者に個別にご連絡します。

第二次選考の結果は、第二次選考終了後、第二次選考を受けた方全員にご連絡します。

(3) 役員への選任手続

第二次選考合格者は、総会における役員選任の候補者となり、総会の議決を経て選任されます。なお、就任に当たっては、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受ける必要があります、総会での選任後厚生労働省に認可申請を行います。

## 8 応募方法

(1) 応募書類

ア 履歴書・職務経歴書

- ・ J I S規格履歴書を用い、最近3か月以内に撮影した顔写真を貼付してください。
- ・ 確実に連絡の取れる電話番号、携帯電話番号及びEメールアドレスを記載してください。
- ・ 職務経歴書は、任意様式により、職務経歴（職務内容書の「5 必要な資格、経験等」に該当する経験等に係る記述を含む。）を記載してください。

イ 自己アピール文書

・ テーマ

<理事長>

「中央職業能力開発協会の課題をどのように認識し、自らの経験・知識をどのように活かし、理事長としていかなる貢献をなしうるか」

<理事(常勤)>

「中央職業能力開発協会の課題をどのように認識し、自らの経験・知識をどのように活かし、理事としていかなる貢献をなしうるか」

- ・ A4用紙2ページ、2,000字以内

(2) 応募期限

令和2年3月31日(火) (必着)

(3) 応募書類送付先

〒160-8327

東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア11階

中央職業能力開発協会総務部総務課

応募書類は必ず簡易書留により公募期間内に到着するように送付してく

ださい（なお、日曜日にも配達されます。）。また、封筒には「役員応募書類  
在中」と朱書きしてください。

#### 9 応募に関する問合せ先

中央職業能力開発協会総務部総務課（堀、清浦）

電話番号 03（6758）2880、2809

#### 10 その他

- ・ 応募に当たっては、応募者本人によるものとし、第三者を介した場合には、本人による応募と認めないこととしますので、ご留意下さい。
- ・ 応募書類の返却はいたしません。
- ・ 応募にかかる費用は、全額応募者負担とします。
- ・ ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報は本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

## 職務内容書(理事長)

(対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ)

当協会は、「職業能力開発促進法」に基づいて設立された特別民間法人であり、労働者の職業能力の開発・向上を推進していくための中核的指導団体としての公共的使命を有し、国や都道府県職業能力開発協会と連携しながら、職業能力評価に関する事業やものづくり技能の継承と発展に関する事業等を実施している。

当協会が置かれている状況を見ると、中核事業の技能検定は、日本人受検申請者が減少する一方、外国人受検申請者は急増しており、日本人受検申請者の増加に向けた取組とともに、外国人受検申請者の円滑な受検に向けた環境整備が求められている。また、受託事業の技能競技大会等推進事業は、各種大会の国民認知度が低い一方、国際大会での日本人選手の成績が厳しいものとなっている。大会の認知度向上による技能尊重気運の醸成とともに、選手の競技力強化が求められている。さらに、ビジネス・キャリア検定をはじめとする自主事業を早期に自立化させ、組織の事業基盤強化を図っていくことが求められている。加えて、協会事業の担い手となる職員の人材育成も急務となっている。

このような状況を踏まえ、理事長には、経営の自立化など当協会がその使命を全うする上で必要な取組を推進していく意欲と能力、及び、役職員が一体となって業務に取り組んでいくための指導力、統率力が求められる。

### 1 法人名

中央職業能力開発協会

### 2 法人の業務概要

当協会は、職業能力開発促進法に基づき、職業能力の開発及び向上を図ることを目的として設立された特別民間法人であり、国や都道府県職業能力開発協会、業界団体と連携しながら、技能検定やビジネス・キャリア検定など職業能力評価に関する事業、技能五輪全国大会の開催などものづくり技能の継承と発展に関する事業等を実施している。平成25年度から、「ものづくりマイスター」(1級技能士)による中小企業における後進技術指導、学校への出前授業等の技能振興事業にも取り組んでいる。

### 3 就任予定日、任期

令和2年7月1日、就任日から令和4年6月30日まで(再任されることがあります。)

#### 4 職務内容

理事長は、会長を補佐し、当協会の業務運営の総責任者として、次の業務を掌理する。

- (1) 協会全体の組織及び業務運営に関する企画立案・総合調整
- (2) 経営戦略、事業計画の策定
- (3) 上記2の各業務の企画・運営
- (4) 職員の人事、労働条件の決定等の人事・労務管理
- (5) 予算及び決算、資産管理等の財務全般
- (6) 業務実績に係る評価

特に、理事長は、任期中において、自主事業収入の増加等による経営の自立化を推進するとともに、役職員が一体となって厳しい状況を乗り越えていくための統率力と指導力を発揮する必要がある。

#### 5 必要な資格、経験等

上記の職務を的確に遂行するため、理事長には、以下の能力、経験等が求められる。

- (1) 相当程度の組織規模を有する民間企業等において役員等の幹部としてマネジメントを行なった経験を有するとともに、経営の自立化など協会がその公共的使命を全うする上で必要な取組を推進していく意欲と能力を有すると認められる者であること。
- (2) 当協会の経営の自立化と職業能力の開発・向上に貢献するという公共的使命の達成に向けて、役職員が一体となって業務に取り組んでいけるよう、強力な統率力、指導力を発揮できると認められる者であること。
- (3) 当協会の公共的性格に鑑み、人格高潔で高い倫理観を有し、自らが先頭に立って役職員へのコンプライアンス意識の徹底を図ることができると認められる者であること。
- (4) 就任予定日（令和2年7月1日）時点で満67歳未満であること。

#### 6 勤務条件

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 勤務地 当協会事務所（東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア11階）
- (3) 勤務時間等 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- (4) 給与 年収約1,750万円（役員給与規程に基づき支給）
- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金、厚生年金基金、健康診断

(6) その他

当協会の規程等に定めるところによる。

## 職務内容書(理事(常勤))

(対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ)

当協会は、「職業能力開発促進法」に基づいて設立された特別民間法人であり、労働者の職業能力の開発・向上を推進していくための中核的指導団体としての公共的使命を有し、国や都道府県職業能力開発協会と連携しながら、職業能力評価に関する事業やものづくり技能の継承と発展に関する事業等を実施している。

当協会が置かれている状況を見ると、中核事業の技能検定は、日本人受検申請者が減少する一方、外国人受検申請者は急増しており、日本人受検申請者の増加に向けた取組とともに、外国人受検申請者の円滑な受検に向けた環境整備が求められている。また、受託事業の技能競技大会等推進事業は、各種大会の国民認知度が低い一方、国際大会での日本人選手の成績が厳しいものとなっている。大会の認知度向上による技能尊重気運の醸成とともに、選手の競技力強化が求められている。さらに、ビジネス・キャリア検定をはじめとする自主事業を早期に自立化させ、組織の事業基盤強化を図っていくことが求められている。加えて、協会事業の担い手となる職員の人材育成も急務となっている。

このような状況を踏まえ、理事には、理事長を補佐し、経営の自立化など当協会がその使命を全うする上で必要な取組を推進していく意欲と能力、及び、役職員が一体となって業務に取り組んでいくための指導力が求められる。

### 1 法人名

中央職業能力開発協会

### 2 法人の業務概要

当協会は、職業能力開発促進法に基づき、職業能力の開発及び向上を図ることを目的として設立された特別民間法人であり、国や都道府県職業能力開発協会、業界団体と連携しながら、技能検定やビジネス・キャリア検定など職業能力評価に関する事業、技能五輪全国大会の開催などものづくり技能の継承と発展に関する事業等を実施している。平成25年度から、「ものづくりマイスター」(1級技能士)による中小企業における後進技術指導、学校への出前授業等の技能振興事業にも取り組んでいる。

### 3 就任予定日、任期

令和2年7月1日、就任日から令和4年6月30日まで(再任されることがあります。)

#### 4 職務内容

理事は、理事長を補佐し、協会全体の組織及び業務運営に関する企画立案・総合調整、経営戦略及び事業計画の策定を含む当協会の全ての業務運営を整理するとともに、特に次の業務を指揮する。

- (1) 職員の人事、労働条件の決定等の人事・労務管理
- (2) 予算及び決算、資産管理等の財務全般
- (3) 規程案、達案、その他文書の審査、文書の收受等の文書管理
- (4) 業務実績に係る評価

#### 5 必要な資格、経験等

上記の職務を的確に遂行するため、理事には、以下の能力、経験等が求められる。

- (1) 相当程度の組織規模を有する民間企業等において役員等の幹部としてマネジメントを行なった経験を有するとともに、経営の自立化など当協会がその公共的使命を全うする上で必要な取組を推進していく意欲と能力を有すると認められる者であること。
- (2) 当協会の経営の自立化と職業能力の開発・向上に貢献するという公共的使命の達成に向けて、役職員が一体となって業務に取り組んでいけるよう、必要な指導力を発揮できると認められる者であること。
- (3) 当協会の公共的性格に鑑み、人格高潔で高い倫理観を有し、自らが先頭に立って役職員へのコンプライアンス意識の徹底を図ることができると認められる者であること。
- (4) 就任予定日（令和2年7月1日）時点で満65歳未満であること。

#### 6 勤務条件

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 勤務形態  | 常勤                                     |
| (2) 勤務地   | 当協会事務所（東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア11階） |
| (3) 勤務時間等 | 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。                 |
| (4) 給与    | 年収約1,550万円（役員給与規程に基づき支給）               |
| (5) 福利厚生  | 健康保険、厚生年金、厚生年金基金、健康診断                  |
| (6) その他   | 当協会の規程等に定めるところによる。                     |